

京都市くらしの手続きガイドのバナー広告掲載に係るプロポーザル募集要項

この要項は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化並びに新たな財源確保を目的とした「京都市くらしの手続きガイド（※）」（以下「手続きガイド」という。）上での企業等の広告（以下「バナー広告」という。）掲載事業者の選定に必要な事項を定めるものである。

※ ライフイベント（引越し、出生、結婚、死亡、離婚等）に合わせて必要になる各種手続や持ち物について、簡単な質問に答えていただくことで案内するWEB上のサービス

1 事業の概要

(1) バナー広告を掲載するホームページについて

京都市くらしの手続きガイド (<https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto> (※))

(2) 月間広告料

提案による。ただし、1 枠あたり 1 箇月金 20,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を下限とする。

なお、年間契約締結者に関しては、年間金 200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を下限とする。

(3) 掲載期間

以下ア又はイのいずれか

ア 年間契約

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

イ 随時契約

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間中、各月の初日から 1 箇月を単位とした任意の期間

- ・ 1 箇月単位で掲載可能
- ・ 各月の初日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日からの掲載になる場合があり、掲載日数が増減することがあります。
- ・ 掲載開始時間は指定できません。

(4) 掲載枠数

8 枠

て資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

3 応募手続等

(1) 提出資料

- ア 広告掲載申込書（様式1）…1部
- イ 以下の証明書（上記2(1)に該当する者は提出不要）・・・各1部
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（個人・任意団体の場合不要）及び印鑑登録証明書
 - ・2(2)ウを証明する納税証明書（京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）
 - ・水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）
- ウ 企業概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等・・・各1部

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は必着。

- ア 年間契約
令和6年3月20日午後5時まで
- イ 随時契約
掲載開始希望月の前月10日午後5時まで
ただし、掲載開始希望月の前月10日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日午後5時までとする。

(3) 提出先

京都市文化市民局地域自治推進室（担当：高橋、常國）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3048

4 事業者選定方法

応募事業者からの提出資料に基づき、書類審査のうえ、掲載候補者を決定する。

(1) 審査基準

選定に当たっては、応募事業者からの提出書類の内容を下記に掲げる評価項目について、審査し、高い評価を得た者から順に選定する。なお、必要に応じ個別にヒアリング等を実施する場合がある。

各項目の合計点で順位を決定し、合計点が60点以上で最も順位の高い事業者から順に掲載候補者として選定する。なお、合計点が60点を下回るときは、掲載候補者として選

定しない。

(2) 評価項目

評価項目	評価基準	配点
バナー広告の内容	くらしの手続きガイドに掲載するライフイベント（引越し、出生、結婚、死亡、離婚等）に関連する内容など、本市施策の推進に寄与する内容か。	30点
価格	1箇月あたりの金額を評価する。	50点
掲載期間	申込月数を評価する。	10点
市内の中小企業	京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。	5点
市内の企業	京都市内に本店、支店又は主たる事業所を有する企業か。	5点

5 契約の締結

本プロポーザルにより選定された掲載候補者は、本プロポーザルで提示する仕様書及び提案内容を踏まえ、本市と内容について協議し、合意に達した場合に「手続きガイド」のバナー広告掲載に係る契約を締結する。

6 その他

- (1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとする。
- (2) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
申込書及びその他の書類（以下「申込書等」という。）の作成及び提出等に要する費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は、返却しない。
- (4) 提出された申込書等は、掲載事業者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。
- (6) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 掲載事業者として選定された後に、掲載事業者として相応しくないと本市が判断した場合は、選定を解除することがある。